

全国健康関係主管課長会議資料

平成24年2月3日(金)

於：中央合同庁舎第5号館 低層棟講堂

厚生労働省健康局
総務課
生活習慣病対策室

目 次

| | |
|------------------------------|---|
| 1. 生活習慣病対策について | 1 |
| (1) 健康日本21について | 1 |
| (2) 健康増進施策（健康増進事業等）の推進 | 2 |
| | |
| 2. 各分野の施策について | 3 |
| (1) 栄養施策・食育の推進について | 3 |
| (2) 運動施策について | 5 |
| (3) 糖尿病対策について | 5 |
| (4) たばこ対策について | 6 |
| (5) アルコール対策について | 7 |
| (6) 女性の健康づくり対策の推進 | 7 |

1. 生活習慣病対策について

(1) 健康日本21について

(新たな国民健康づくり運動に向けた取組について)

生活習慣の改善に向けては、現在、「健康日本21」（平成12～24年度）等に基づく国民運動の取組等を進めているが、平成25年度から、次期国民健康づくり運動を開始することを予定している。その内容については、現在、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会等でご議論いただいているが、検討に当たり、都道府県、政令市、中核市、保健所設置市及び特別区のご意見を伺うため、2月16日（木）に各自治体担当者にご参集いただく場を設定させていただいている。

また、次期国民健康づくり運動のモニタリングに必要な指標のベースライン値を詳細に把握するため、毎年実施している国民健康・栄養調査の調査単位区を拡大するので、調査の実施に当たってはご協力をお願いする。

(Smart Life Project（スマートライフプロジェクト）について)

国民の健康寿命を延ばすため、「健康日本21」の傘下事業として、主に生活習慣病の予防を目的とした「すこやか生活習慣国民運動」を平成20年度から実施し、「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙」を推進してきたところである。この「すこやか生活習慣国民運動」を更に普及、発展させるため、幅広い企業連携を主体とした取り組みとして「Smart Life project」を平成23年2月から開始している。様々な企業・団体と連携して、その社員の健康意識の向上につながる啓発活動を行ってもらい、また、企業活動を通じて、より多くの人々の健康づくりの意識を高め、行動を変えるよう働きかけてもらう取組であり、運動の推進への協力をお願いする。

(健康づくりにおけるボランティアやNPO等の活動事例の収集について)

健康づくりにおいては、個人の行動変容を促すことが課題であり、単なる知識の普及にとどまらず、ボランティア等による実践的な予防活動の果たす役割が重要とされてきた。「新しい公共」の考え方も踏まえ、健康づくりにおいてボランティア等の自由かつ主体的な発想に基づく活動を取り入れていくことが求められる。

このため、平成23年度よりボランティアを活用した健康づくりに取り組む公益法人やNPO法人を対象に、健康づくりに関する活動を公募する「実践的な予防活動支援事業」を開始しており、平成24年度も引き続き公募を行うこととしている。地方公共団体においても本事業についての関係者への周知をお願いする。

厚生労働省としても、本事業により事例の収集やその効果の検証を行い、平成25年度以降の新たな国民健康づくり運動に役立てたいと考えている。

(2) 健康増進施策（健康増進事業等）の推進

（健康増進法に基づく健康増進事業について）

平成20年4月より、医療保険者が行う特定健康診査・特定保健指導以外に、市町村においては、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診等の健康増進法に基づく健康増進事業を実施しているところである。都道府県においては、地域・職域連携推進協議会等を通じて医療保険者と連携し、市町村が実施する健康増進事業と特定健康診査・特定保健指導との連携が円滑に進むよう引き続き支援をお願いする。

（地方財政措置（ヘルスアッププラン）の活用）

平成14年度から、地方公共団体の健康づくり・疾病予防対策について、地方健康増進計画の策定、住民健康・栄養調査等の実施、40歳未満の青壮年層に対する健康診査、健康教育等の実施、健康づくり支援のためのマンパワーの確保などを柱とする地方財政措置が講じられており、平成24年度においても引き続き措置される予定であるので、積極的な事業の推進をお願いする。

また、市町村における健康増進計画の策定や健康づくり事業の推進についても、当該地方財政措置を活用した取組を促すとともに、管内の市町村の健康課題等についての情報提供、保健所におけるデータの分析・評価、市町村が行う調査や計画策定に係る助言等の支援をお願いする。

2. 各分野の施策について

(1) 栄養施策・食育の推進について

栄養・食生活は、多くの生活習慣病と関連が深く、生活の質との関連も深いことから、健康・栄養状態の改善を図るとともに、良好な食生活を実現するための個人の行動変容を促すこと、さらに個人の行動変容を支援する環境の確保が必要である。

そこで、栄養・食生活に関する知識の普及啓発、科学的根拠に基づく栄養施策の推進、管理栄養士等による栄養指導の実施、管理栄養士等の人材育成を柱として栄養施策を推進している。

(管理栄養士等による栄養指導の実施について)

平成24年度においては、糖尿病対策を推進するために、引き続き発症予防対策と重症化予防対策の両面を強化することとしている。

発症予防対策としては、「糖尿病予防戦略事業」として、飲食店が行う栄養成分表示やヘルシーメニューの提供の促進など、健全な食習慣を形成するための環境整備に資する取組を実施する都道府県、保健所設置市及び特別区を補助対象とし、平成24年度予算案において37百万円を計上している。なお、申請件数が多数あった場合には、事業内容を精査し予算額内で補助する予定である。

重症化予防対策については、栄養ケア・ステーションの機能強化を図るため、委託事業により地域特性や個々の患者の状態に応じた栄養指導を行う在宅管理栄養士のスキルアップ研修を行うとともに、身近な診療所等における栄養指導の体制を強化するために、在宅管理栄養士の活用促進に関する検証を行うこととしていることから、各都道府県の栄養ケア・ステーションの活用について御協力をお願いする。

さらに、今後増大する在宅療養者に対する食事・栄養支援を行う人材が圧倒的に不足していることから、平成24年度より潜在管理栄養士等の人材確保、関係機関・関係職種と連携した栄養ケアの先駆的活動を行う公益法人等の取組の促進・整備を行うこととしている。

(管理栄養士等の人材育成について)

地域における健康づくりや栄養・食生活の改善のため重要な役割を担う行政栄養士は5,611人（平成23年度）となっており、この10年間で約2,000人の増加となっている。管理栄養士等の配置については地方交付税措置を講じているところであり、引き続き、行政栄養士の配置を含め必要な体制の整備等に特段の御配慮をお願いする。

また、行政栄養士の役割的重要性に鑑み、行政栄養士業務に関する担当者会議を平成24年7月下旬に実施する予定である。なお、東日本大震災の影響で開催が延期されていた「地域保健対策検討会」が再開されたことから、本検討

会での議論を踏まえ、特定給食施設の指導及び栄養管理についての通知を含め、行政栄養士による栄養改善の業務指針の見直しを行うこととしている。

東日本大震災の被災地への管理栄養士の派遣については、全国の自治体から8月末までの累計で194名となり、現地での栄養・食生活支援活動にあたり、ご協力いただいたこと感謝申し上げる。これらの取組等を検証し、災害時の管理栄養士の派遣体制や栄養・食生活支援活動についての検討を平成24年度に行う予定である。

第26回管理栄養士国家試験が平成24年3月18日に実施されることから、各種事務手続の速やかな実施とともに、受験者及び養成施設への指導等をお願いする。なお、平成22年12月に改定された「管理栄養士国家試験出題基準（ガイドライン）」は、第26回管理栄養士国家試験（平成24年3月実施予定）から適用となる。

また、調理師の資質の向上の観点から、調理師養成施設の教育目標の明確化等のカリキュラムの充実を図るため、調理師養成施設指導要領の改定に向けた整理を行っているところであり、平成23年度中を目途に改定する予定である。

(国民健康・栄養調査について)

国民健康・栄養調査については、平成22年度は世帯の所得、23年度は買い物弱者の把握などを新たに調査項目に加え、健康・栄養施策の基礎資料の収集に努めている。平成24年度の調査では、次期国民健康づくり運動のモニタリングに必要な指標である運動開始時のベースライン値を地域別に把握することを目的に、調査単位区を拡大して実施する予定である。7月末に国民健康・栄養調査担当者会議を開催することとしているので、御協力をお願いする。

(健康づくりのための食育の推進について)

近年の国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむため、食育の推進が重要である。このため、食育基本法（平成17年法律第63号）及び食育推進基本計画に基づき食育の推進を実施している。内閣府において食育推進基本計画の見直しが行われ、平成23年3月に、平成23年度から27年度までの5年間を対象とする第2次食育推進基本計画が策定されたところである。第2次食育推進基本計画の策定に伴う各都道府県、政令市、中核市、保健所設置市及び特別区における計画の見直しに当たっては、関係部局等との連携を十分に図るとともに、健康日本21や都道府県及び市町村の健康増進計画の内容や動向も踏まえ、地域の特性に応じた計画の見直しをお願いする。

毎年実施している「食生活改善普及運動」については、健康増進の総合的な推進を図る観点から、平成24年度も9月の「健康増進普及月間」にあわせ実施することとしており、それぞれの地域の特性を勘案の上、効果的な運動の推進をお願いしたい。